

## 会議結果報告書

|               |  |
|---------------|--|
| 会議名称          | 第11回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会                   |
| 日時・会場         | 平成17年12月17日(土) 16:00~20:30 WEST19 研修室A・B |
| 出席委員<br>(敬称略) | 21名出席(4名欠席)                              |
| 次回開催          | ・平成18年1月21日(土) 16:00 STV北2条ビル7階5号会議室     |

| 議題   | 意見等   |
|--|---|
| <p>(1)中間答申書(案)の策定</p> <p>第2章 札幌の子どもたち</p> <p>第3章 条例の課題</p> <p>はじめに</p> <p>コラム</p> <p>付録数字でみる札幌の子どもたち・中間答申書別冊について</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の委員会で検討して直した所を今回検討していく。</li> </ul> <p><b>3 障がいのある子どもたち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2) の「乳幼期と統合保育」とあるが、「乳幼児期と統合保育」に修正する。</li> <li>・3) 「6%程度の割合で存在する」の文言は「6%程度いる」に修正する。</li> <li>・「前述のように」はP11とP14の「特別支援教育」を指しているが、分かりにくいので、表現を変える。</li> </ul> <p><b>2 学校と子どもたち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P11「学習の場には、親子の関係しかなかった」とはどういうことか。</li> <li>・本来であれば指導者やクラスの人と学習するはずが、障がいのある子どもに対する指導者の不足等の問題で、付き添いの親と子どもで学習する形となっているということ。</li> <li>・プール学習だけではなく、スキー学習や宿泊学習などの場においても指導者不足の問題で親が付き添う形になっている。</li> <li>・「プール学習」という個別的な事例としてではなく、一般論として記述した方がいいのでは。</li> <li>・後で、文言を修正する。</li> <li>・「的確な支援できるよう」は「的確な支援ができるよう」に修正する。</li> </ul> <p><b>4 先住民族であるアイヌ民族の子どもたち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少し文章内のコメントをやわらかくした。</li> <li>・「いわれない差別」は「いわれのない差別」に修正する。</li> </ul> <p><b>5 外国籍・帰国者などの子どもたち</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2) 民族教育の現状の「祖父の代から」は「祖父母の代から」に修正する。</li> </ul> <p><b>2 札幌の子どもたちの実像から見た条例の課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(6)障がい、民族、国籍、性別などによる差別や不利益からの権利保障」の「権利保障」の言葉遣いが少し変ではないか。</li> <li>・「~不利益の解消と権利保障」と修正してはどうか。</li> <li>・最初の12行をもう少し整理して書く。</li> <li>・「国際人権(自由権)規約第27条」の文言に注を入れて、正式名称である「市民的及び政治的権利に関する国際規約 第27条」という文言を入れる。</li> </ul> <p>・「6,486名のアンケート調査を実施」とあるが、「子どものきもちアンケート」と数が合っているのか。</p> <p>・実数として6,486という数字は合っている。</p> <p>・高校生委員のコラムは、2人が追加で原稿を提出し、3人とも掲載することになった。それぞれ第1章、第2章、第3章の末尾に入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの扱いについて確認したい。</li> <li>・懇談会、出向き調査、児童会館等のアンケートの結果を、それぞれ別けて扱うこと</li> </ul> |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <p>第1章 なぜ、いま「子どもの権利条例」なのか</p> | <p>になっているが、その理由は。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市の子ども全般に言及する場合は、調査対象者が全市的で、調査方法も統一されている、児童会館・青少年センターの利用者、子ども会リーダー研修参加者を対象としたアンケートの結果を利用する。</li> <li>・アンケートの中で小学生と中学生以上という分け方がなされているが、中学生、高校生と分けることは出来なかったのか。今後、データについてもっと詳細に分析してほしい。</li> <li>・アンケートの数字といってもこれが絶対的なデータというのはいない。</li> <li>・中間答申に向けては、アンケートは現在の扱い・分析手法でまとめる。</li> </ul> <p><b>2 なぜ、条例をつくらなければならないのか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(2) 権利侵害からの救済」の所で「日本政府が、子どもの権利条約の理念の現実化へ向けて国内法の整備をやるうとしないのであれば」とあったが、表現が後ろ向きではないかとの指摘もあり、修正した。</li> </ul>   |
| <p>(2)平成18年スケジュールの検討</p>      | <p><b>(子どもの権利条例策定までのスケジュール)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月に提示したスケジュール案は、A案に対応する。A案の内容は、5月末までに検討委員会が条例骨子案を作成し、6月1日から30日までの骨子案に対するパブリックコメントでの意見を基に、修正を行い、最終答申を提出するというもの。</li> <li>・B案は、4月末までに条例骨子案を作成し、4月21日から、5月20日までパブリックコメントを実施。7月1日から31日まで札幌市作成の条例原案をパブリックコメントにかけて、議案を提出するというもの。</li> <li>・B案は、札幌市が、条例原案の作成にあたり、検討委員会の最終答申について実質的な内容の修正を行ない、改めてパブリックコメントを実施することになった場合を想定したスケジュールである。</li> <li>・C案は、5月末までに最終答申を完成させ、7月1日から31日まで市事務局内で作成した条例原案に対するパブリックコメントを行い、それに対する結果を公表し、議案を提出するというもの。</li> <li>・事実上、A案は存在せず、B案とC案の選択といくことか。</li> <li>・B案はスケジュールが厳しすぎて現実的には選択できないのではないのか。</li> <li>・委員会が頑張っ骨子案を作り、A案で行くことはできないのか。</li> <li>・川崎市ではパブリックコメントなしで議会に提出された。</li> <li>・C案の場合、パブリックコメントの報告を受けた時点で検討委員会として意見を言うことができるのか。</li> <li>・任期の関係上、検討委員会は最終答申提出までが、委員会としての活動となる。</li> <li>・C案で進める場合、検討委員会の最終答申前に、条例素案と資料を公開し、郵便、FAX、メール等で意見を募集し、それへの回答をホームページ上で公開するという形にしてはどうか。</li> <li>・行政側（札幌市）が責任を持って対応できるのであればC案にしたい。</li> <li>・市が条例原案を作成するにあたり、検討委員会の最終答申を修正する可能性があるものとしては、制度的な理由による修正が考えられる。検討委員会の最終答申が示す方向性を変更するものではないと考えている。</li> <li>・各区でフォーラムを開催して、市民の意見を募ってみてはどうか。</li> <li>・議案の議会提出が9月より後になるということは絶対ないのか。</li> <li>・遅れる可能性はないとはいえないが、スケジュールとしては、9月に議案を出して10月に制定をするスケジュールで考えていきたい。</li> <li>・フォーラム開催などのときもそうだったが、広報面での遅れが心配であった。</li> <li>・札幌市のパブリックコメントの時は、着実に広報していく。</li> <li>・正式のパブリックコメントとは別に、パブリックコメント的な形で市民意見を募集することは可能である。</li> <li>・今までの意見をまとめると、C案を原則として、検討委員会としては最終答申を出す時点までに市民の意見を仰ぎ、パブリックコメントは札幌市がかけるというスケジュールで進める。</li> </ul> <p><b>(子ども委員会)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども委員会が2月にスタートする。子ども委員会は検討委員会から独立した形で活動を行なう。委員募集の際に示した任期は8月まで。</li> <li>・呼びかけは小中学校を通して行なえるように、学校へのチラシの配布を行なう。</li> <li>・委員の理想的な構成としては、中学生よりも小学生を多めにする。高校生は高校生</li> </ul> |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>委員3名を予定しているが、各年齢層に2名くらいの幅を持たせて考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営はスケジュール表の通りで、会議は非公開で行う。</li> <li>・事務局側の参加も最小限に抑える。</li> <li>・広報さっぽろに子ども委員会の委員募集記事を掲載した。</li> <li>・「子どもの権利ニュース」にも、子ども委員会について募集記事を掲載している。</li> <li>・子ども委員会がこのタイトなスケジュールの中で、意見をまとめるのは大丈夫なのか。</li> <li>・子ども委員会の会議の運営は子どもだけで進めたい。</li> <li>・検討委員会にも、子ども委員会の意見を投げかけていく。</li> </ul> <p><b>(起草ワーキンググループ)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長が私案を作り、起草ワーキンググループで討議して、検討委員会で審議していく。</li> <li>・起草ワーキンググループは頻繁に集まる予定。</li> <li>・ワーキンググループは、委員長、両副委員長に加え5名の委員で構成する。</li> </ul> |
| (3)事務局からの連絡 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例素案作りに向けた短期スケジュールについて。1月5日までに条例に盛り込みたい項目を洗い出して、提出。21日に項目案を提示する。</li> <li>・中間答申書手交式は12月27日、11時から札幌市役所の市長会議室で行う。</li> <li>・中間答申書の配布と意見募集について。中間答申書の配布時期(1月20日予定)から2月28日まで意見募集期間とする。</li> <li>・市民フォーラムの開催について。2月26日(日)に「かでる2・7ホール」を予定。</li> </ul>   |
| 次回検討委員会     | 1月21日(土)16:00~19:00 STV北2条ビル7階5号会議室   |